

入札監理小委員会における審議の結果報告 厚生労働省ネットワークシステム更改の契約変更

厚生労働省ネットワークシステム更改については、平成24年7月から9月にかけて民間競争入札が実施され、事業が実施されているところ、契約変更の必要が生じたため、契約変更（案）について、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 契約変更の概要

平成25年7月を目途に現行システムから更新される厚生労働省ネットワークシステムに、追加業務として、都道府県のハローワーク職員3万人が利用しているハローワークシステムの一部の利用者（総務担当1万人分）と接続して、厚生労働省ネットワークシステムの電子メール・電子掲示板等のITサービスを提供することとなった。

平成24年に実施された民間競争入札の調達仕様書を作成する際に、上述の業務は厚生労働省において既に検討されていたが、業務実施の予算が平成24年度の予算要求には間に合わず、入札の際の調達仕様書に織り込むことができなかった。

平成25年度予算において、本業務実施の予算が確保できたため、本体契約の業務内容に本業務を追加し、契約変更（契約額の増額）を行うこととした。厚生労働省は「厚生労働省ネットワークシステム更改」の受託事業者（東芝ソリューション（株））と交渉をおこなった結果、契約額の増額は以下のとおり約11.3億円となっている。

（変更前） 9,398,025,000円（税込）

（変更予定） 10,528,975,000円（税込）

（増額分） 1,130,950,000円

2. 交渉の経緯

平成24年の民間競争入札の調達仕様書において、契約期間中に生じる利用者增加数として1万人程度と想定している旨明記し、システムを拡張する場合は、「ソフトウェアの追加ライセンス料や増設するハードウェアの単価は、初期構築時の単価と同

程度で提供すること」として、契約変更の際の追加費用が不当に高いものにならないように本体契約の受託事業者に求める内容となっていた。

受託事業者との交渉においては、本体契約において幾つか設定されている利用形態のうち、今回追加される1万人分と同じ利用形態になる利用者群の1名分の年間経費を指標とし、この経費と同額になるように増額分が交渉された。

3. 審議の結果

契約変更に至った経緯、契約変更に伴う増額について厚生労働省と受託事業者の交渉について確認し、以下について判明。

- 追加業務を受託事業者に実施させることとして、受託事業者との契約を随意契約により変更する前提で、受託事業者だけと交渉した。
- 厚生労働省の職員にIT調達の交渉を有利に行うノウハウ・経験が不足していた。(事前に追加業務の実施に必要な機器等とその経費を把握できなかつたため、交渉相手から提示される、業務に必要な機器等とその経費を受け入れるしかなく、交渉のイニシアチブをとれなかったと推察された。)

入札監理小委員会の審議において、厚生労働省に、同様の契約後の交渉が発生したときに備えるため、今後は入札の際に入札額の内訳見積もりを提出させるように求めた。

4. 契約変更の時期

平成25年度予算成立後、速やかに。

5. 本契約変更の対応について

公共サービス改革法の審議は公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が入札によって実現されるために行なうことが本旨であるが、今回の様に入札前に契約変更となることが予定されている場合、契約変更のための受託事業者との交渉に備えるために、実施要項（案）の審議の際に契約変更についても審議の対象とすべきであった。（昨年の実施要項（案）の審議に際して厚生労働省からその旨の説明がなかったため、入札監理小委員会は今回の契約変更は予見できなかった。）

また、今回の契約変更に伴う増額分は約 11.3 億円と大きなものであり、この様な契約変更が度々に行われることになれば、本体契約の入札の公正性が損なわれる恐れがあり、入札の公正性が強く求められる市場化テストの対象事業においては、発注官庁において、大きな契約変更は無いようになることが望ましい。

しかしながら、今回の契約変更（案）を認めないことによって追加業務の実施を妨げる明確な事由は見当たらないため、資料 3－2 の「官民競争入札等監理委員会見解」を提示した上で、契約変更を認めることとしたい。

以上

厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達の契約変更について

平成 25 年 2 月

厚 生 労 働 省

1 厚生労働省ネットワークシステムの更改について

厚生労働省では、行政サービスの向上を図るために行政事務の情報化を積極的に推進することとしており、省内の基盤として、一人 1 台体制によるパソコン整備、電子メール及び電子掲示版機能等を提供するためのグループウェアの整備を行い、中央合同庁舎第 5 号館（以下「5 号館」という。）をはじめとする省内の各部局、地方厚生局及び都道府県労働局等を結ぶ『厚生労働省ネットワークシステム（以下「NW システム」という。）』を導入し、計画的に更新している。

現在、「厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達仕様書（平成 24 年 7 月厚生労働省大臣官房統計情報部情報システム課・情報システム課情報システム管理室）」に基づき、NW システムの更改を行っており、平成 25 年 7 月に、新たな厚生労働省 NW システム（以下「新 NW システム」という。）の運用を開始する予定である。

なお、都道府県労働局においては、5 号館と都道府県労働局（労働基準監督署及びハローワークを含む。以下同じ。）を接続する複数の全国ネットワークを統合し、電子メール及び電子掲示版等の機能を、都道府県労働局の職員が業務上利用しているシステムに依存せず、利用できるサービスとして提供することとしている。

2 契約変更の必要性

都道府県労働局において、再就職の促進や雇用の安定等を所掌している職業安定部やハローワーク（以下「職業安定系統」という。）の職員の一部は、現在、NW システムを活用しているが、次々期の NW システムの更改時を目途に職業安定系統職員・相談員（約 3 万人）全てをハローワークシステムのメール機能から NW システムに移行されることとしていた。

その後、都道府県労働局総務部の職員が新 NW システムに完全移行することとなったため、日常的にやり取りを行う職業安定系統の職員を中心に前倒しで、移行させることを検討する必要が発生した。

当該検討時期は、職業安定系統の職員が業務上利用するハローワークシステムの運用開始時期と重なり、ハローワークシステムの運用監視業務以外の業務に手が回らなかったとともに、新 NW システムを利用する職業安定系統の職員数の調査に時間を要したことなどにより、平成 24 年度予算要求に当該事項を盛り込むことができず、上述の調達仕様書中、利用形態 B として都道府県労働局の

対象者数を記載しているが、これに職業安定系統の職員数を含めることができなかった。

ただし、業務上、職業安定系統の職員が新 NW システムシステムに接続し、業務を行うことは必須であることから、上述の調査・確認を踏まえ、平成 25 年度予算要求に当該事項を盛り込んでいるところである。

また、平成 25 年度予算要求が認められた場合に、早急に対応できるよう、上述の仕様書に「本契約期間中に生じる利用者数の増加数は、現時点では、平成 25 年度中に 1 万人程度と想定している。」との一文を記載しているところである。

については、職業安定系統の職員が利用するハローワークシステムから新 NW システムへの接続について、厚生労働省ネットワークシステムの更改に係る調達に追加するため、契約を変更することとしたい。

3 主な契約変更の概要

借入（運用）期間（平成 25 年 7 月～29 年 3 月末）における利用形態毎の利用者数の増

【変更契約の内容】

	利用形態 A	利用形態 B	利用形態 C
	本省・外部部局等	都道府県労働局	連携する個別システム
（変更前）	変更	5, 200	変更
（変更後）	なし	<u>15, 200</u>	なし

【変更契約の金額（予定）】

（変更前） 9, 398, 025, 000 円（税込）

（変更後） 10, 528, 975, 000 円（税込）